

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VI 権利闘争

3 日本航空における不当労働行為にたいする闘争

闘争の背景

日本航空には、もともと一九五一年に結成された日本航空労働組合(日航労組)と、五三年に結成された日本航空整備労働組合(日整労組)の二つの組合があった。一九五四年には前者から日本航空乗員組合(乗員組合)が分離独立するが、それぞれ六一年頃までは会社と密着した関係を保っていた。しかし同年頃から次第に会社に対抗的な性格を帯びることとなり、日航労組においては六二年に初のストライキを実施するようになった。日航労組の主張によれば、ここで会社側の介入が開始される。これによって六五年には、日航労組から分裂した第二組合たる日本航空民主労働組合(民労)と日本航空客室乗務員組合(客乗組合)が、日整労組から分裂した日本航空新労働組合(新労)がそれぞれ結成され、また乗員組合からも分裂して六五年には機長会が、六六年には日本航空運航乗員組合が結成される。

その後六六年には日整労組が日航労組に統一され、また六九年には民労と新労が統合され、全日本航空労働組合(全労)となる。ところでさきの客乗組合は結成以後次第に戦闘的となり、七三年にはストライキを実施するにおよんでふたたび会社が組織介入をすることとなり、七五年全労に設けられた客乗支部に分裂を余儀なくされる。

大筋として以上のような経過をたどりながら、七九年現在、日本航空には全労(一万一二〇〇名)、日航労組(三六〇名)、客乗組合(二八〇〇名)、乗員組合(一一五〇名)、機長会の五つの組合が存在することとなった。

さて日航労組側の主張によれば、以上の過程における、六〇年頃からの会社側の日航労組、客乗組合、乗員組合にたいする態度はつぎのようであった(同労組の申立による東京都労委昭和四九年(不)一一六号、同五〇年(不)三五号、同五一年(不)三二号、同五二年(不)一七号併合事件最終陳述書(一)、二一五頁「第六節おわりに」から)。

【会社側の組織介入・不当労働行為(日航労組の主張から)】

昭和四〇年の組合分裂は会社のイニシアチブにより、丸がかえ抱き込み策にかわる次善の策として推進されたものであり、その後今日までの労務政策はその延長であって、その特徴は一方で億単位の経費援助を含む差別的便宜供与によって全労の組織を維持育成するとともに、全労幹部と会社とが癒着して労働者に対する支配を行う点にあり、他方で日航労組に対する徹底的な攻撃をあらゆる手段で推進している点にあること、そして日航労組攻撃の基本は個々の組合員に対する差別攻撃にあり、これは昇給・昇格差別、資格差別、教育差別、業務差別、職場八分等々の多様な形態をとっており、

その一つ一つが、それだけでも十分に組合に苦痛を与え、脱退を工作する武器となりうるとともに、資格差別、教育差別、業務差別、職場八分等々の事実が、本件の争点である昇給・昇格差別を合理化する手段として機能していること、およびこの種の攻撃は日航労組に限らず、会社から自立しようとする組合すべてに対し、普遍的に加えられるものである。

日航労組などの闘争

日航労組の指摘による右のような会社の組合攻撃にたいしては、組合側は早くから闘争にとりくみ、労働委員会や裁判所へ不当労働行為事件として提起された件数も一三件で、そのほとんどのケースでおおむね組合側の主張が認められている。本年度においては、まず七九年九月四日の東京地労委の命令が、新人スチュワーデスの養成にあたる客室訓練所の教官を申立人客乗組合よりも全労客室乗務員支部所属者のなかからより多く任用していた事実について、会社が客乗組合の弱体化を意図した不当労働行為と判断、また八〇年三月二八日の沖縄地労委の命令は、日航沖縄支店において、会社が申立人組合である日航労組沖縄支部にたいし組合事務所を貸与しないことは不当労働行為であると判断した。

しかし本年度もっとも一般の注目をひいたのは八〇年一月二二日の東京地労委の命令である。この事件は、日航労組員二四七名について、六七年に会社が職務職能給を導入して以来、昇給、昇格について組合間差別があるとして、六七年から七六年までの九年間に遡って、その格差の是正と賃金の差額支給などを日航労組が求めたものであった。この申立は、その対象人員や期間、支払額などがきわめて大きいことに特色があった。このため労働委員会の審理も全員についての立証はおこなわれず、平均的社員を両組合から選出して対比するという方式(チャンピオン方式)がとられた。そして命令は、会社が本件申立の前後を問わず、日航労組員にたいしささまざまな差別的行為あるいは脱退的行為をおこなってきたことを認めたとえ、「右の昇給、昇格上の差別は会社が日航労組員であるが故にした不利益取扱いであると同時に、日航労組の弱体化を企図した支配介入でもある」と判断し、組合の申立てた額よりは若干下回ったものの、差別是正を六七年に遡及させ、同期中位者の昇給、昇格実態にあわせてその差額の支払いを命じた。提訴以来、一三年を経ての組合側勝利の命令であった。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
